

手続名
障害基礎年金関係手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線317、318、319）

手続説明

・概要
国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格喪失後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有するときに、初診日がある傷病（病気やけが）により障害の状態になり、障害認定日（障害の状態が治った（固定した）日または初診日から1年6か月を経過した日）に1級または2級の障害の状態にある場合に支給されます。

- ・受給資格要件
- ①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - ・国民年金加入期間。
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間。※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
 - ②障害認定日の障害の程度が政令で定められている障害等級の1級・2級のいずれかに該当していること。または、障害認定日に該当しなかった方が65歳の前日までに該当するようになったとき。

・保険料納付要件
次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

- ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が、全被保険者期間の3分の2以上であること。
- ②初診日が65歳到達日前の方で、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間の被保険者期間に、保険料の未納期間がないこと（平成38年3月31日までの特例）。

必要書類

- 1、マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- 2、年金手帳または基礎年金番号通知書
- 3、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の記載事項証明、住民票、住民票の記載事項証明書のいずれか
- 4、医師の診断書（所定の様式あり）
※障害認定日より3か月以内の現症のもの。障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3か月以内の現症のもの）も併せて必要になります。
- 5、受診状況等証明書（初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合に必要となります。）
- 6、病歴・就労状況等申立書
- 7、受取先金融機関の通帳等（本人名義）

★ご本人（請求者）の状況を確認したうえで、必要書類等のご案内をしております。保険年金課の窓口にてご相談のうえ申請手続きを行ってください。

手続詳細URL

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html>

出張所での取扱い

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし